

## 十日町市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月10日

十日町市監査委員 水 落 雅 史  
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

### 令和4年度第4回監査結果報告

- 1 基準に準拠している旨  
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類  
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
  - (1) 対象部署  
上下水道局、川西支所地域振興課、産業政策課、農林課、都市計画課、建設課
  - (2) 対象事務  
令和4年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
- 4 監査の着眼点  
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。
- 5 監査の主な実施内容  
関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

### (2) 実施日程

令和4年12月28日から令和5年2月27日まで

## 7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

### (1) 上下水道局

#### ① 指定事業

「十日町市下水道事業全体計画・事業計画見直し業務委託」

#### ② 意見

- ・人口減少等の将来的な社会環境の変化を勘案しながら、効率的かつ適正な全体計画及び事業計画の策定に努めていただきたい。

### (2) 川西支所地域振興課

#### ① 指定事業

「光の館光ファイバー補修工事」

「光の館内部改修工事」

「光の館外部改修工事」

#### ② 意見

- ・少額な契約であっても発注に際しては、財務規則及び契約発注ガイドライン等を基に適切にご対応いただきたい。
- ・受注者に提出を求めるべき資料にあっては、所管課において確認・精査し適切な事務執行に努めていただきたい。
- ・大地の芸術祭の主要な施設として評価の高い施設であるが、建設から20年以上が経過していることから、補修計画を立て適宜実施いただきたい。

### (3) 産業政策課

#### ① 指定事業

「十日町PR販路拡大支援事業補助金」

② 意見

- ・補助金の支出に際しては、実績報告書等の提出書類や支出経費を精査した上で執行に努めていただきたい。
- ・補助の支出明細を吟味いただくとともに、経費の「一式」表記を改め詳細を記載し、自社経費となる場合の金額の妥当性を精査いただきたい。

(4) 農林課

① 指定事業

「市単複合営農促進事業補助金」

② 意見

- ・補助金の交付において消費税分も含まれ支払われているが、補助金の主旨から課税事業者と免税事業者によってその取扱いに相違があるため、補助金交付要件について精査しご対応いただきたい。
- ・新規就農者の増加も認められるほか、複合営農への取組も徐々に行われており、本事業は農業経営を支える上で有効な事業と考えられるため引き続き事業の継続をお願いしたい。

(5) 都市計画課

① 指定事業

「十日町市立地適正化計画策定業務委託」

② 意見

- ・コンパクトなまちづくりと地域交通の再編による将来都市構造の実現に向けて、関係部署等と連携を図り適切な事業の推進をお願いしたい。

(6) 建設課

① 指定事業

「十日町市除雪管理システム運用支援業務委託」

② 意見

- ・協議書等の打ち合わせ記録が見受けられなかったため、今後作成いただきたい。
- ・本システムの導入前経費と導入後経費の比較検討を行うとともに、近隣市の状況等も調査することで、固定費の見直し等による経費の節減に努め効率的な運用をお願いしたい。